

4. 市場アクセス改善のための

アクション・プログラムの骨格

(別冊省略)

昭和60年7月30日

政府・与党対外経済対策推進本部

目次

総論	市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの意義	365
各論	各分野ごとのアクション・プログラムの骨格	366
	第1章 関税	366
	第2章 輸入制限	374
	第3章 基準・認証、輸入プロセス	375
	第4章 政府調達	401
	第5章 金融・資本市場	406
	第6章 サービス・輸入促進等	408
〈別冊〉	関税に係る別紙3		

1. 戦後の世界経済は、IMF・GATT体制を中心とする自由貿易体制に支えられて大きな発展を遂げてきた。敗戦の灰燼の中から立ち上がった我が国が、世界でも稀な経済発展を遂げ、現在の地位を得たのも、国民の英知と努力に加え、自由貿易体制の恩恵を最大限に享受できたためである。
2. しかしながら、今日世界経済には、高水準の失業等に見られる構造調整の遅れやドル高などに基づく大幅な経常収支不均衡を背景として、かつてない保護主義の高まりがみられ、世界経済全体の持続的発展にとって不可欠な自由貿易体制が揺らぐ由々しき事態となっている。自由貿易体制が崩壊するような事態に立ち至れば、世界経済の発展ひいては現在世界に芽生えつつある技術革新のうねりに乗った新たな発展の可能性が未然に摘み取られることにもなりかねない。
3. こうした中で、自由貿易体制を維持・強化し、貿易の拡大均衡を通じて調和ある対外経済関係の形成と世界経済の安定的発展を図るため積極的な努力を行っていくことは、世界の一副国家としての我が国に課された重要な責務である。とりわけ、我が国の現在の地位にかんがみれば、自ら相当程度の犠牲を払ってでも、我が国の力を世界全体の中長期的発展のために活用することが要請されている。こうした方向への努力は、製品輸入を中心とする輸入の拡大による価格の安定、選択の幅の拡大を通じて、国民生活の一層の向上にも役立つものである。
4. こうした観点から、我が国は、ここに世界に率先して経済・社会の国際化、開放化を図ることとし、主体的、積極的かつ総合的見地から以下の基本原則に則って3年間にわたる「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」を策定し、これを確実に実施することとする。我々の目標は、本アクション・プログラムを実行することによって我が国の市場が国際水準を上回る開放度を達成することである。
(アクション・プログラムの基本原則)
(1) 「原則自由、例外制限」の基本的視点に立ち、政府介入をできるだけ少なくして、消費者の選択と責任に委ねる。
(2) 新ラウンドを主唱している我が国の立場にふさわしい積極性を持つ。
(3) 開発途上国の経済発展の促進に役立つよう特に配慮する。
5. 本アクション・プログラムの実施に当たっては、本本部が継続的に強力なフォロー・アップを行うとともに、O.T.O.の充実・強化を通じて苦情処理の責任体制を明確化する等により、その実効を確保する。なお、政府介入を見直す際には消費者の適切な選択に資するための情報提供、啓発活動の拡充を図る。
また、本アクション・プログラムの策定に引き続き、政府としては、内需中心の持続的成長、投資・産業協力の拡大、開発途上国への対応等の対外経済問題諮問委員会報告の中期的政策提言を尊重しつつ、今後の政策運営に当たる。
6. 我が国は、現下の世界経済の最重要課題である自由貿易体制の維持・強化のため経済力にふさわしい役割と責任を果たすことを、ここに内外に宣言する。貿易不均衡の改善は、独り輸入国側のみの措置により達成されるものではなく、我々の貿易相手国が、我が国に対する輸出努力を通じて、この世界に開かれた機会を実らせることを期待するとともに、保護主義の誘惑に屈することなく共に手を携えて自由貿易体制を守り、かつ、強化する努力を尽くすよう希望する。

各 論 各分野ごとのアクション・プログラムの骨格

第 1 章 関税

我が国としては、累次の対外経済対策等により関税の引下げ・撤廃、特恵関税制度の改善等を実施してきたところであるが、今般自由貿易体制の維持・強化、新ラウンドの早期開始、開発途上国への協力、製品輸入の促進等を図るため、以下のとおり、関税に関するアクション・プログラムの骨格を決定し、所要の手続を進める。

I. 新ラウンドの推進

1. 鉱工業品

(1) 工業製品の関税交渉目標の提示

新ラウンド交渉を通じ、世界各国の関税譲許の範囲と内容とを拡充し、ガット体制の強化を実現するため、我が国は、工業製品の関税を先進各国とともに零にまで引き下げる用意のある旨明らかにし、来たる新ラウンドにおいて積極的に関税交渉を推進する。

かかる観点から、低関税品目の関税撤廃やその他幅広い品目の大幅な関税引下げ・撤廃等をも強力に推進する。

(2) 関税の撤廃等

① 上記の目標に至る第一歩として、新ラウンド以前においてハイテク製品の貿易拡大を通じ、世界経済の再活性化を緊急に図るため、別紙1のハイテク製品の関税撤廃を目指し、関係国との交渉を推進する。

なお、自動データ処理機械等の部分品及びその一部関連品目については、関係国とのその貿易量にも留意しつつ、我が国としては、優先的に交渉を推進する。

② 昭和62年4月1日を目途に、譲許税率2%以下の低関税品目（譲許税目32程度）について、一方的な関税撤廃を実施する。

③ 開発途上国等関心国からのタリフ・エスカレーション是正の要請を踏まえ、タリフ・エスカレーションの実態の検討を進め、昭和61年前半を目途にタリフ・エスカレーション改善の中長期展望を提示する。

2. 農水産品

新ラウンドにおいて、農業の特殊性を考慮し、タリフ・エスカレーション是正等を助案しつつ関税交渉を推進する。

Ⅱ. 関税の撤廃・引下げ

最近における国際経済情勢にかんがみ、昭和61年のできるだけ早い時期（一部の品目については昭和62年4月1日）から、税目数で1,853品目（特惠供与品目を含む。）について関税の撤廃又は関税率の引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

1. 別紙2の品目について、関税の撤廃又は関税率の引下げを行う。
2. その他の品目については、別紙3（別冊）のとおり関税率を原則として20%引き下げるものとする。なお、本措置の実施後輸入が急増する等の事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、当該品目につき本措置の適用を停止することができるものとする。

なお、針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税引下げについては、昭和60年4月9日決定の対外経済対策に従い、昭和62年4月から実施する。

Ⅲ. 特惠関税制度の改善

1. 鉱工業品

(1) 自主的な改善

昭和61年のできるだけ早い時期に、上記Ⅱ. 2の措置の実施に伴うSP品目の特惠税率の引下げ等所要の改善を行う。

また、昭和62年4月実施を目指して、特惠メリットの受益国間の均てん化を考慮しつつ、我が国は、シーリング制度の改善及び枠の拡大を図るとともに他国に先駆け、自主的に我が国提唱に係る(2)の国際原則に基づく特惠関税制度の抜本的な改善を図る。

(2) 国際原則の提唱

開発途上国の工業化努力、輸出努力を積極的に支援するため、国際統一商品分類(H. S.)移行時を目標とし、先進各国が協調して、特惠関税制度の抜本的な改善を推進するため、次の3項目からなる国際原則を提案する。

- ① 特惠例外の凍結・削減
- ② 特惠税率の原則無税
- ③ 開発途上国への配慮

2. 農水産品

開発途上国の輸出努力を支援するため、新ラウンドにおける交渉との関連を念頭において、特惠対象品目の拡大、特惠税率の引下げ等特惠関税制度の改善に努める。

また、上記Ⅱ. 2の措置の実施に伴い、特惠税率について、所要の引下げ調整を行う。

別紙 1)

ハイテク製品関税撤廃対象品目

品名	税番	現行税率 (%)
<u>通信機器等</u>		
光ファイバー	70.18-2 ex 等	3.6 等
レーダー (船舶用のもの)	85.15-3 ex	6
レーダー (航空機用のもの)	85.15-3 ex	6.5
レーダー (その他のもの)	85.15-3 ex	3.6
航行用無線機器等 (航空機用のもの)	85.15-4 ex	4.0
通信衛星等の人工衛星	88.02-4 ex	6.5
<u>コンピュータ関連、電子部品等</u>		
電子式デジタル自動データ処理機械 (アナログ演算要素を有するものを含む。) の中央処理装置、周辺機器等	84.53-1	4.9, 6
その他の自動データ処理機械等	84.53-2	3.7~4.9
自動データ処理機械等の部分品	84.55 ex	4.2, 4.9
テレビジョンカメラ、カメラ一体型VTR、磁気式カメラ	85.15-4 ex 等	5.1 等
蓄電器 (電力用以外のもの)	85.18 ex	4.2
マイクロスイッチ、印刷回路、抵抗器及びその部分品	85.19-2 ex	3.6
熱電子管	85.21-1 ex	4.2
発光ダイオード (実装したもの)	85.21-2 ex	6.5
発光ダイオード (その他のもの)	85.21-2 ex	4.2
フロッピーディスク、ビデオディスク、ICカード	92.12-3-(2) ex 等	3.6 等
家庭用テレビゲーム (本体)	97.04-3 ex	3.6
<u>医療・放射線機器等</u>		
医療用機器 (NMRCT)	90.17 ex	5.8
外科用機器 (レーザーメス)	90.17 ex	4.9
人造の人体の部分	90.19 ex	4
放射性物質の放射線を用いる機器	90.20-1	5.8
医療用X線機器	90.20-2 ex	5.8
その他のX線機器	90.20-2 ex	4.2
電気式機器 (電子式体温計)	90.28-2 ex	4.9
放射線測定機器	90.28-3 ex	5.1

品名	税番	現行税率 (%)
<u>計測器等</u>		
信号発生器	85.22 ex	4.2
電気の積算用計器	90.26 ex	4.2
100テスター等の電気式機器 (電気的量の測定用又は検査用の機器)	90.28-1	4.9
測定用、検査用等の電気式機器	90.28-2 ex	4.9
その他の自動調整機器 (電圧自動調整機器を除く。)	90.28-4 ux	4.9
<u>原子力関係</u>		
遠心分離機	84.18 1 ex	4.2
原子力用燃料要素及びその集合体	84.59-6 ex	7.2
原子炉及びその部分品 (その他のもの)	84.59-6 ex	6.5
<u>ロボット</u>		
溶接用ロボット、塗装用ロボット、組立用ロボット等	85.11-2 ex 等	5.7 等
<u>新素材</u>		
エンジニアリングプラスチック (ポリアセタール樹脂、ポリカーボネート樹脂等)	39.01-2-(4) ex	5.1
セラミックスの製品 (はさみ、ナイフ等)	69.14 ex	4.2
炭素繊維 (ファイバー)	68.16 ex	6
形状記憶合金 (銅合金、ニッケルチタン合金のもの等)	74.03-2-(3)B ex等	5.8, 7.2 等
ボロン繊維 (タングステンの線にボロンを蒸着させたもの)	81.01-3 ex	5.8
水素貯蔵合金 (チタン合金のもの等)	81.04-2-(3) ex 等	5.8 等
セラミックスの義歯等	90.19 ex	4
炭素繊維製の運動用具 (ゴルフクラブ等)	97.06-3 ex	4.8, 3.6

(別紙2)

税番	品名	現行税率 (%)	改正案 (%)
02.02 ex	鶏肉 (骨付きももを除く。)	18	14
02.02 ex	あひるの肉	12.8	10
02.02 ex	家きん及びその食用のくず肉 (鶏、七面鳥及びあひるを除く。)	16	12.5
03.03-2(1) ex	赤貝 (生きているもの)	10	(特恵新設) 8
04.07-1 ex	くらげ	10	(特恵新設) 8
07.01 ex	まつたけ (生鮮又は冷蔵のもの)	5	(特恵新設) 無税
08.01-1(1)	バナナ (生鮮のもの)	(特恵) 4~9月 17.5 10~3月 35	(特恵) 4~9月 12.5 10~3月 25
08.05-1	くり (天津ぐり等)	20	16
08.05-2	くるみ (生鮮又は乾燥のもの)	20	16
08.05-4 ex	マカダミアナット、ピスタチオナット及びペカン (生鮮又は乾燥のもの)	12	9
08.05-4 ex	マカダミアナット (生鮮又は乾燥のもの)	(特恵) 10	(特恵) 6
08.09 ex	パパイヤ (生鮮のもの)	4	(特恵新設) 3
08.10 ex	冷凍パイナップル (無糖のもの)	35	28
08.11-3 ex	一時貯蔵のくり (むきぐり)	20	16
12.08-3(3) ex	ひじき	(特恵) 10	(特恵) 8
13.03-6	除虫菊エキス	20	10
14.05-5 ex	かしわの葉	10	(特恵新設) 無税
14.05-5 ex	水ごけ	10	5
15.07-8 ex	パーム油	(特恵) 3	(特恵) 無税
15.07-10	ひまし油	9	7.2
19.08-1 ex	その他のベーカリー製品 (あられ、せんべいその他の米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカーを除く。)(加糖のもの)	40 (特恵) 20	30 (特恵) 15

税 番	品 名	現 行 税 率 (%)	改 正 案 (%)
19.08-2 ex	その他のベーカリー製品 (あられ、せんべいその他の米菓並びにビスケット、クッキー及びクラッカーを除く。) (無糖のもの)	35 (特恵) 17.5	25 (特恵) 12.5
20.01-1 ex	食酢等で調製したパイナップル等の熱帯果実 (加糖のもの)	15	10
20.01-1 ex	食酢等で調製したパイナップル等の熱帯果実 (マンゴー及びマンゴスチンを除く。) (加糖のもの)	(特恵) 12.5	(特恵) 6
20.01-1 ex	食酢等で調製したマンゴー及びマンゴスチン (加糖のもの)	(特恵) 10	(特恵) 6
20.01-1 ex	食酢等で調製した野菜及び果実 (パイナップル等の熱帯果実を除く。) (加糖のもの)	20 (特恵) 16	15 (特恵) 12
20.01-2 ex	食酢等で調製したパイナップル等の熱帯果実 (マンゴー及びマンゴスチンを除く。) (無糖のもの)	12.5 (特恵) 10	10 (特恵) 6
20.01-2 ex	食酢等で調製したマンゴー及びマンゴスチン (無糖のもの)	12 (特恵) 7.5	9 (特恵) 5.6
20.01-2 ex	食酢等で調製した野菜及び果実 (パイナップル等の熱帯果実を除く。) (無糖のもの)	16 (特恵) 12	12 (特恵) 9
20.03 ex	冷凍果実 (パイナップル、サワーチェリー及びベリーを除く。) (加糖のもの)	28	20
20.03 ex	冷凍のパイナップル等の熱帯果実 (パイナップルを除く。) (加糖のもの)	(特恵) 17.5	(特恵) 12
20.03 ex	冷凍パイナップル (加糖のもの)	35	28
21.02-1(2)A ex	インスタントコーヒー (無糖のもの)	17.5	14
21.07-2(2)B(a)ex	くらの調製品 (無糖のもの)	(特恵) 10	(特恵) 8
21.07-2(2)B(b)ex	ヤングコーンコブの調製品 (缶詰等のもの) (無糖のもの)	(特恵) 10	(特恵) 9
22.05-1	シャンパンその他のスパークリングワイン	360円/ℓ (特恵) 260円/ℓ	288円/ℓ (特恵) 208円/ℓ
22.05-2 ex	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	220円/ℓ	176円/ℓ
22.05-2 ex	びん詰ワイン (150ℓ以下の容器入りのもの)	38% (上限 280円/ℓ、 下限 166円 /ℓ)	30.4% (上限 224円/ℓ、 下限132.80円 /ℓ)

税 番	品 名	現行税率 (%)	改正案 (%)
22.09-1(1)R ex	その他のウイスキー (アルコール分50度未満のもの及び2ℓ未満の容器入りのもの)	36% (上限 332円/ℓ、 下限 299円 /ℓ)	246.40円/ℓ
22.09-1(2)B	ブランデー (アルコール分50度未満のもの及び2ℓ未満の容器入りのもの)	407円/ℓ	325.60円/ℓ
29.05-2(1) ex	メントール	28% 又は 900円/Kgの いずれか 高い税率	22.4% 又は 720円/Kgの いずれか 高い税率
33.01-1(2) ex	芳油	(特恵) 1.85	(特恵) 無 税
38.19-5(3) ex	触媒 (鉄触媒等以外で自動車用のもの)	1.2	無 税
40.10 ex	Vベルト (そのベルチングを含む。)	4.9	無 税
40.11-1 ex	空気タイヤ及び空気タイヤケース (新品のもの)	4	無 税
68.14 ex	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料 (自動車の部分品)	5.7	無 税
70.08 ex	安全ガラス (自動車用の合わせガラス)	5.5	無 税
71.02-2(2) ex	ダイヤモンド以外の貴石及び半貴石 (研磨、あなあけ加工等をしていないもの及び工業用以外のもの)	3.2	無 税
76.03 ex	航空機用のアルミニウムの板 (アルミニウムポリッシュドスキンシート)	11.5	無 税
82.02-2	機械式ののこぎりのブレード (ハックスーブレードを除く。)	3.6	無 税
82.05-1	ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップ	4.8	無 税
82.05-2 ex	ミリングカッター	5.5	無 税
82.05-2 ex	ギヤカッター	4.9	無 税
82.05-3(1) ex	ダイヤモンド工具	5.8	無 税
82.05-3(1) ex	機械用刃工具 (超硬工具)	4.2	無 税
82.05-3(1) ex	超硬工具 (その他のもの)	4.8	無 税
82.05-3(2)	手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具 (その他のもので超硬工具及びダイヤモンド工具以外のもの)	4.2	無 税
82.06	器具用又は機械用のナイフ及び刃	4.2	無 税
84.10-1(3)	液体ポンプの部分品	3.6	無 税
84.31-2 ex	繊維系バルブ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械の部分品 (ストックメーカー又はバルブプレッシャーのものを除く。)	4.2	無 税

税 番	品 名	現行税率 (%)	改 正 案 (%)
84.48	金属、金属炭化物等の加工機械の部分品等	4.2	無 税
85.04 ex	鉛蓄電池（公称電圧が6V又は12Vのものに限る。）	5.8	無 税
85.09-2	電気式の照明用又は信号用の機器等（自動車用（87.09及び87.11のものを除く。）以外のもの）	4.2	無 税
85.13 ex	電子式交換機	5.7	無 税
85.13 ex	電話交換機（電子式のものを除く。）その他の有線電話機器等（放送通信機器を除く。）	4.2	無 税
85.13 ex	放送通信機器、有線電信機器等（その他のもの）	3.6	無 税
85.15-4 ex	無線電信用又は電話用の機器等（航空機用のものに限るものとし、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器を除く。）	4	無 税
85.15-4 ex	無線電信用又は電話用の機器等（航空機用のもの、テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器を除く。）	5.1	無 税
85.15-5 ex	無線通信機器、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送受信機器等の部分品（航行用無線機器、レーダー又は無線遠隔制御機器のものを除く。）	4.2	無 税
85.21-1 ex	陰極線管（テレビジョン受像機用のもの）	4.2	無 税
85.24 ex	カーボン電熱抵抗体	4.9	無 税
87.12-2 ex	モーターサイクル等の部分品	4.8	無 税
90.07-1(3) ex	顕微鏡用、航空機用、製版用、エックス線用、書類複写用及び医療用等以外の写真機（使用フィルムの幅が35mmのものを除く。）	5.7	無 税
90.07-2	写真機の部分品及び附属品	5.7	無 税
90.24 ex	圧力計	4.9	無 税
90.29	部分品及び附属品（90.23、90.24、90.26、90.27又は90.28の物品用のもの）	4.2	無 税

(注1) シャンパンその他のスパークリングワイン、シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒、びん詰ワイン3品目については、昭和46年4月1日実施。

(注2) メントールについては、SP品目（特恵税率が実行税率の2分の1の品目）であるため、特恵税率は現行税率及び改正案による税率のそれぞれ2分の1となる。